# 学校法人東京女子大学利益相反マネジメント ポリシー

(2017年2月16日制定)

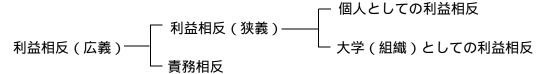
学校法人東京女子大学(以下「本法人」という。)は、本法人の設置する東京女子大学(以下「本学」という。)における伝統的な知見及び最新の研究成果を学外に還元し、社会貢献という大学の第三の使命を果たすことを積極的に推進している。

一方、本学が産学官連携活動等の社会貢献を行うに当たっては、大学と企業、行政等の目的や 役割の相違により、本学や本法人の教職員等(以下「教職員等」という。)が外部から得る利益又 は負うこととなる義務と、本学の教育・研究上の責務が対立する状況(責務相反を含む広義の利 益相反)が生じる可能性がある。

本法人は、利益相反の問題について本学及び教職員等が取り組むべき姿勢と対処のための基本方針を学校法人東京女子大学利益相反マネジメントポリシー(以下「本ポリシー」という。)に定め、本学の社会的信頼を確保するとともに、教職員等が安心して産学官連携活動等を推進することができる環境を整備する。

## 1.利益相反の定義

利益相反を次のとおり定義し、広義の利益相反を本ポリシーの対象とする。



- (1) 利益相反(広義)
  - 「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。
- (2) 利益相反(狭義)

本学又は教職員等が産学官連携活動等に伴って得る利益と教育・研究という本学における責任が対立・相反している状態をいう。

- (3) 個人としての利益相反
  - 教職員等個人が得る利益と教職員等個人の本学における責任が対立・相反している状態をいう。
- (4) 大学(組織)としての利益相反
  - 本学が組織として得る利益と大学としての社会的責任が対立・相反している状態をいう。
- (5) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っているため、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

#### 2.利益相反マネジメントに対する基本方針

- (1) 本学は、教職員等の自主的な産学官連携活動等を尊重し、積極的に社会貢献を推進するとともに、教職員等を未然にトラブルから保護し、安心して産学官連携活動等に取り組むことができるように利益相反マネジメントに取組む。
- (2) 本学は、産学官連携活動等において生じ得る利益相反が深刻な事態に陥ることを未然に防止するため、利益相反マネジメントに関する学内ルール及び体制を整備する。
- (3) 本学は、利益相反に関する適切なマネジメントと必要に応じた情報公開により、産学官連携活動等の透明性と公平性を維持し、本学における教育・研究及び組織に対する社会的信頼を確保する。

### 3.体制

利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会を設置する。

## 4. 対象者

本ポリシーの対象者は、次の教職員等とする。

- (1) 本法人と雇用関係にある教育職員、特別職員、事務職員等、本法人と雇用関係にある者
- (2) その他利益相反マネジメント委員会が指定する者

### 5.判断基準

産学官連携活動等において生じる利益相反の状態が、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し、第三者に対して本学の教育・研究活動の公正さに疑念を生じさせるか否かを基本的な判断基準とする。

## 6. 関係規程等

本ポリシーに基づく利益相反マネジメントに関する手続のため、学校法人東京女子大学利益相反マネジメント規程(以下「規程」という。)を定める。本ポリシーで使用する用語の定義は、規程に定める定義に準ずる。

### 附 則(2017年2月16日制定)

本ポリシーは、2017年4月1日から施行する。